

ショートステイスバル台 料金表

(2024年4月1日現在)

■ご利用料金について

①<サービス利用料金（1日あたり）>

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
要介護状態区分等ごとのサービス利用料金	4,510円	5,610円	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
サービス利用に係る自己負担額 (1割負担の場合)	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
サービス利用に係る自己負担額 (2割負担の場合)	902円	1,122円	1,206円	1,344円	1,490円	1,630円	1,768円
サービス利用に係る自己負担額 (3割負担の場合)	1,353円	1,683円	1,809円	2,016円	2,235円	2,445円	2,652円

②その他の加算

・送迎加算費用

送迎費（片道）	1,840円
サービス利用に係る自己負担額（1割負担の場合）	184円
サービス利用に係る自己負担額（2割負担の場合）	368円
サービス利用に係る自己負担額（3割負担の場合）	552円

尾鷲市外への送迎の場合

送迎片道10km未満 300円（自己負担）
以降10km毎 300円

・サービス提供体制強化加算

サービス提供体制強化加算 (1日につき)	60円	サービス利用に係る自己負担額 (2割負担の場合)	12円
サービス利用に係る自己負担額 (1割負担の場合)	6円	サービス利用に係る自己負担額 (3割負担の場合)	18円

・介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （区分支給限度基準額の算定対象外）	上記①及び②までにより算定した単位数（自己負担分）の 1000分の83に相当する金額
------------------------------------	---

・介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等ベースアップ等支援 加算	上記①及び②までにより算定した単位数（自己負担分）の 1000分の16に相当する金額
----------------------	---

・負担限度額

食事の提供に 要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載された額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
日額	1,580円	300円	600円	1,000円	1,300円

(朝食 300円 昼食 650円 夕食 630円)

居住に要する費用

居住（滞在） に要する費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
従来型個室	1日 1,171円	1日 320円	1日 420円	1日 820円	1日 820円

・料金例（2泊3日の場合）

尾鷲市在住の要介護3で負担割合1割 負担限度額3段階①の方の場合

初日：利用費 745円 + 送迎加算 184円 + サービス提供体制加算 6円 + 介護職員処遇改善加算 78円

介護職員等ベースアップ等支援加算 15円 + 食費 1,000円 + 滞在費 820円 合計 2,848円

2日目：利用費 745円 + サービス提供体制加算 6円 + 介護職員処遇改善加算 62円 + 介護職員等ベースアップ等支援加算 12円 + 食費 1,000円 + 滞在費 820円 合計 2,645円

3日目：利用費 745円 + 送迎加算 184円 + サービス提供体制加算 6円 + 介護職員処遇改善加算 78円

介護職員等ベースアップ等支援加算 15円 + 食費（朝・昼）950円 + 滞在費 820円 合計 2,798円

2泊3日の場合 合計 8,291円の自己負担となります。

■ご利用方法

担当のケアマネージャー（介護支援専門員）に利用希望日時を伝えて頂くか、直接ご連絡頂ければ日程調整をさせていただきます。

■ご利用条件

要支援・要介護の認定を受けた方がご利用できます。

■提供サービス

日常生活全般の支援と介護、機能訓練、レクリエーションの提供を行います。

また、ご家族の身体的・精神的負担の軽減及び仕事・旅行などで一時的に介護ができない場合などにご家族に代わってサービス提供を行います。